

○ 多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表（案）  
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1 農地維持支払交付金</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 環境負荷低減のチェックシート 要綱別紙1の第5の4の(1)のエの環境負荷低減のチェックシートの様式は、様式第1-11号の<u>多面的機能支払交付金「みどりチェック」チェックシート</u>とし、対象組織は記載された各取組について理解し、<u>事業実施期間中に実施する旨</u>をチェックする。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 活動の実施 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 市町村長は、対象組織が当該年度の予算の残額で第1の2の(5)に定める活動を賄えない場合は、他の対象組織から交付金の融通を受けることができるよう努める。この場合、対象組織が年間で受け取る交付金の総額は、要綱別紙1の第6の1に定める交付額によらないものとする。</p> <p><u>市町村長は、この措置にあたって、翌年度以降の交付金の交付の際に融通相当額を上限に相殺し、交付することも可能とする。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>9 実施状況の報告 (1)・(2) (略)</p>	<p>第1 農地維持支払交付金</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 環境負荷低減のチェックシート 要綱別紙1の第5の4の(1)のエの環境負荷低減のチェックシートの様式は、様式第1-11号とし、対象組織は記載された各取組について理解し、チェックする。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 活動の実施 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 市町村長は、対象組織が当該年度の予算の残額で第1の2の(5)に定める活動を賄えない場合は、他の対象組織から交付金の融通を受けることができるよう努める。この場合、対象組織が年間で受け取る交付金の総額は、要綱別紙1の第6の1に定める交付額によらないものとする。</p> <p><u>市町村長は、この措置にあたって、翌年度以降の交付金の交付の際に融通相当額を上限に相殺し、交付することも可能とする。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>9 実施状況の報告 (1)・(2) (略)</p>

(3) 対象組織は、5の環境負荷低減のチェックシートに活動期間中に実施した取組について事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、活動期間の終了年度に(1)と併せて市町村長に提出するものとする。ただし、GAP認証等を取得している特定事業実施者においては、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、当該事項を証明する書類を提出することにより、様式第1-11号の提出を省略できるものとする。対象となるGAP認証は、以下のとおりとする。

ア JGAP(農産・畜産)

イ ASIAGAP

ウ GLOBALG. A. P.

エ 国際水準GAPガイドラインに準拠し、確認体制を有する都道府県GAP(ただし、農産のみ。)

(参考)

対象となる都道府県GAPは、下記の農林水産省のウェブサイトに掲載しているので、参考とされたい。

○国際水準GAPガイドラインに準拠したGAP

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/gap\\_guidelines/index.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/gap_guidelines/index.html)

10~13 (略)

14 事業実績の報告

(1) (略)

(2) 実施状況の報告

ア (略)

イ 要綱別紙1の第8の2の(2)の報告について、市町村長は10の実施状況の確認を終えたときには、速やかに様式

(3) 対象組織は、5の環境負荷低減のチェックシートに活動期間中に実施した取組について記載し、活動期間の終了年度に(1)と併せて市町村長に提出するものとする。ただし、GAP認証等を取得している特定事業実施者においては、当該事項を証明する書類を提出することにより、様式第1-11号の提出を省略できるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

10~13 (略)

14 事業実績の報告

(1) (略)

(2) 実施状況の報告

ア (略)

イ 要綱別紙1の第8の2の(2)の報告について、市町村長は9の実施状況の確認を終えたときには、速やかに様式

第2-3号又は様式第2-15号の実施状況確認報告書及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動の活動状況評価書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

ウ (略)

15 (略)

16 農地維持支払交付金の返還

(1)・(2) (略)

(3) 要綱別紙1第9の規定により、対象組織が農地維持支払交付金を含む本交付金を返還する必要がある場合において、特に悪質と認められる場合、市町村長は、翌年度の交付金の全部又は一部の交付を停止する等の措置を講じることができる。

第2 資源向上支払交付金

1 (略)

2 対象活動

(1)～(6) (略)

(7) 市町村長は、要綱別紙2の第4の1の(4)の活動要件の特例措置を適用した対象組織があるときは、14の(1)により適用内容の確認を行うものとする。

(8)・(9) (略)

(10) 市町村長は、要綱別紙2の第4の2の(3)の活動内容の特例措置を適用した対象組織があるときは、14の(1)により適用内容の確認を行うものとする。

(11)～(13) (略)

3～6 (略)

第2-3号又は様式第2-15号の実施状況確認報告書及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動の活動状況評価書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

ウ (略)

15 (略)

16 農地維持支払交付金の返還

(1)・(2) (略)

(3) (新設)

第2 資源向上支払交付金

1 (略)

2 対象活動

(1)～(6) (略)

(7) 市町村長は、要綱別紙2の第4の1の(4)の活動要件の特例措置を適用した対象組織があるときは、11の(1)により適用内容の確認を行うものとする。

(8)・(9) (略)

(10) 市町村長は、要綱別紙2の第4の2の(3)の活動内容の特例措置を適用した対象組織があるときは、11の(1)により適用内容の確認を行うものとする。

(11)～(13) (略)

3～6 (略)

<p>7 環境負荷低減のチェックシート  要綱別紙2の第5の5の(1)のクの環境負荷低減のチェックシートの様式は、様式第1-11号の<u>多面的機能支払交付金「みどりチェック」チェックシート</u>とし、対象組織は記載された各取組について理解し、<u>事業実施期間中に実施する旨を</u>チェックする。</p> <p>8～13 (略)</p> <p>14 実施状況の報告  (1)～(3) (略)  (4) <u>対象組織による7の環境負荷低減のチェックシートの提出等については、第1の9の(3)に準じて対応するものとする。</u></p> <p>15・16 (略)</p> <p>17 資源向上支払交付金の精算  (1)・(2) (略)  (3) 対象組織が(2)の規定による場合の取扱いは、第1の<u>12</u>の(3)に定めるとおりとする。また、対象組織は、資源向上活動(長寿命化)に係る持越金の額が当該年度の資源向上活動(長寿命化)の交付額の3割を超え、かつ、100万円以上となる場合は、様式第1-8号又は第1-9号の実施状況報告書に資源向上(長寿命化)に係る持越金の使用予定表を添え、市町村長に提出するものとする。  (4)・(5) (略)</p>	<p>7 環境負荷低減のチェックシート  要綱別紙2の第5の5の(1)のクの環境負荷低減のチェックシートの様式は、様式第1-11号とし、対象組織は記載された各取組について理解し、チェックする。</p> <p>8～13 (略)</p> <p>14 実施状況の報告  (1)～(3) (略)  (4) 対象組織は、7の環境負荷低減のチェックシートに活動期間中に実施した取組について記載し、活動期間の終了年度に<u>(1)と併せて市町村長に提出するものとする。ただし、GAP認証等を取得している特定事業実施者においては、当該事項を証明する書類を提出することにより、様式第1-11号の提出を省略できるものとする。</u></p> <p>15・16 (略)</p> <p>17 資源向上支払交付金の精算  (1)・(2) (略)  (3) 対象組織が(2)の規定による場合の取扱いは、第1の<u>11</u>の(3)に定めるとおりとする。また、対象組織は、資源向上活動(長寿命化)に係る持越金の額が当該年度の資源向上活動(長寿命化)の交付額の3割を超え、かつ、100万円以上となる場合は、様式第1-8号又は第1-9号の実施状況報告書に資源向上(長寿命化)に係る持越金の使用予定表を添え、市町村長に提出するものとする。  (4)・(5) (略)</p>
--	--

18～21 (略)

22 資源向上支払交付金の返還

(1)・(2) (略)

(3) 要綱別紙2第9の規定により、対象組織が資源向上支払交付金を含む本交付金を返還する必要がある場合において、特に悪質と認められる場合、市町村長は、翌年度の交付金の全部又は一部の交付を停止する等の措置を講じることができる。

(別記1-2)

第4 活動の説明

1～4 (略)

5 要綱別紙2第6の2の(1)のウのdの(a)から(e)までに掲げる活動については、それぞれ以下の要件を満たすものとする。

(a) の取組・(b) の取組 (略)

(c) の取組

ア～エ (略)

オ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載されているものとする。

a・b (略)

6・7 (略)

18～21 (略)

22 資源向上支払交付金の返還

(1)・(2) (略)

(3) (新設)

(別記1-2)

第4 活動の説明

1～4 (略)

5 要綱別紙2第6の2の(1)のウのdの(a)から(e)までに掲げる活動については、それぞれ以下の要件を満たすものとする。

(a) の取組・(b) の取組 (略)

(c) の取組

ア～エ (略)

カ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載されているものとする。

a・b (略)

6・7 (略)

(別記3-1)

第1 農地維持活動の実施状況確認

1 (略)

2 現地確認

(1) 現地確認の方法

ア 市町村長は、毎年度、活動計画書に定められている全ての農用地及び対象施設の保全管理状況について、現地見回り、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項に規定する利用状況調査に関する調査結果、写真（航空写真含む。）、衛星画像、航空機（無人航空機含む。）による見回り、現地の状況を把握できる資料、関係資料等（以下「現地見回り等」という。）により確認を行う。また、地目「田」の交付単価で交付金の交付対象となっている農用地について、要領第1の1の(1)に定める「田」の要件（湛水するための畦畔及びかんがい機能）を有しているか確認を行う。

イ (略)

(2)・(3) (略)

(別記3-1様式第2号)

【市町村が作成・保管するもの】

農林水産省様式

年度 認定農用地<sup>注1)</sup> 確認野帳 (略)

1. 認定農用地の保全管理状況（多面的機能支払・中山間地域等直接支払）

(別記3-1)

第1 農地維持活動の実施状況確認

1 (略)

2 現地確認

(1) 現地確認の方法

ア 市町村長は、毎年度、活動計画書に定められている全ての農用地及び対象施設の保全管理状況について、現地見回り、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項に規定する利用状況調査に関する調査結果、写真（航空写真含む。）、衛星画像、航空機（無人航空機含む。）による見回り、現地の状況を把握できる資料、関係資料等（以下「現地見回り等」という。）により確認を行う。

イ (略)

(2)・(3) (略)

別記3-1様式第2号)

【市町村が作成・保管するもの】

農林水産省様式

年度 認定農用地<sup>注1)</sup> 確認野帳 (略)

1. 認定農用地の保全管理状況（多面的機能支払・中山間地域等直接支払）

(略)							
(略)							
(略)					(略)	地目「田」の農用地 の湛水機能の有無	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		畦畔の有 無	かんがい 機能の有 無
①					②	③	④
					(略)	有・無	有・無
					(略)	有・無	有・無
					(略)	有・無	有・無

					(略)
	(略)	(略)			
地目「田」の適否	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
適・否	(略)	(略)	(略)	(略)	
適・否	(略)	(略)	(略)	(略)	
適・否	(略)	(略)	(略)	(略)	

注1～3) (略)

注4) ③・④欄は、②欄で「田」の地目の場合に、畦畔及びかんがい機能の有無を記入する。

注5) ⑤欄は、③、④欄のいずれかで無と判定している場合は「否」と記載する。「備考」欄に「否」と判定した後の地目「畑」

(略)							
(略)							
(略)					(略)	(新設)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(新設)	(新設)
①					②	(新設)	(新設)
					(略)	(新設)	(新設)
					(略)	(新設)	(新設)
					(略)	(新設)	(新設)

					(略)
	(略)	(略)			
(新設)	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	
(新設)	③	④	⑤	⑥	
(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	

注1～3) (略)

(新設)

(新設)

又は「草地」を記載すること。)

注6) ⑥欄は、現地調査の結果、保全管理されていると判断されるものは、「適」と記載し、保全管理されていない場合は「否」と記載する。(「備考」欄に「否」と判定した理由を具体的に記入する。)

注7) ⑦欄の「耕」は耕作、「維」は維持管理農用地を示す。

注8) ⑧・⑨欄は、⑦欄に従い、「耕作」及び「維持管理」の農用地とに区別し、管理状況の適否等を判定する。

その際、適切に行われている場合は「適」、耕作放棄及び農地転用が行われた場合は「否」(放・転)、免責事由に該当する場合は「免」とする。

注9) 多面的機能支払交付金実施要領 別記3-1の第1の1の(2)により確認した遊休農地の発生防止のための保全管理を行う必要のある農用地については、特に注意して現状を確認すること。

## 2. 協定に含めない耕作放棄地の管理 (中山間地域等直接支払) (略)

(別記3-1様式第2号)

【市町村が作成・保管するもの】 農林水産省様式

○年度 認定農用地確認野帳 (略)

### 1. 認定農用地の保全管理状況

注4) ③欄は、現地調査の結果、保全管理されていると判断されるものは、「適」と記載し、保全管理されていない場合は「否」と記載する。(「備考」欄に「否」と判定した理由を具体的に記入する。)

注5) ④欄の「耕」は耕作、「維」は維持管理農用地を示す。

注6) ⑤、⑥欄は、④欄に従い、「耕作」及び「維持管理」の農用地とに区別し、管理状況の適否等を判定する。

その際、適切に行われている場合は「適」、耕作放棄及び農地転用が行われた場合は「否」(放・転)、免責事由に該当する場合は「免」とする。

注7) 多面的機能支払交付金実施要領 別記3-1の第1の1の(2)により確認した遊休農地の発生防止のための保全管理を行う必要のある農用地については、特に注意して現状を確認すること。

## 2. 協定に含めない耕作放棄地の管理 (中山間地域等直接支払) (略)

(別記3-1様式第2号)

【市町村が作成・保管するもの】 農林水産省様式

○年度 認定農用地確認野帳 (略)

### 1. 認定農用地の保全管理状況

(略)					(略)	地目「田」 の農用地 の湛水機 能の有無		地 目 「田」の 適否	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	畦 畔	か ん が い 機 能		
①	②	③	④	⑤	⑥				
						有・ 無	有・ 無	適・否	
						有・ 無	有・ 無	適・否	
						有・ 無	有・ 無	適・否	

2. 水路・農道等の保全管理状況

施設名	管理状況の適否	備考
⑦	⑧	

注1～3) (略)

(略)										(略)
(略)					(略)	(新設)		(新設)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(新設)	(新設)			
①					②	(新設)	(新設)	(新設)	③	
						(新設)	(新設)	(新設)		
						(新設)	(新設)	(新設)		
						(新設)	(新設)	(新設)		

2. 水路・農道等の保全管理状況

施設名	管理状況の適否	備考
④	⑤	

注1～3) (略)

注4) ③・④欄は、②欄で「田」の地目の場合に、畦畔及びかんがい機能の有無を記入する。

注5) ⑤欄は、③、④欄のいずれかで無と判定している場合は「否」と記載する。「備考」欄に「否」と判定した後の地目「畑」又は「草地」を記載すること。

注6) 「管理状況の適否」⑥、⑧欄は、現地調査の結果、保全管理されていると判断されるものは、「適」と記載し、保全管理されていない場合は「否」と記載する。「備考」欄に「否」と判定した理由を具体的に記入する。

注7) 別記3-1の第1の1の(2)により確認した遊休農地の発生防止のための保全管理を行う必要のある農用地については、特に注意して現状を確認すること。

注8) 現地確認立会人欄は、対象組織の構成員及び土地改良区等の関係機関の立会を求めた場合に記入すること。

注9) 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を実施している農用地については、備考欄にその旨を記載すること。

(別記5-1 別紙)

3. 協定参加集落(活動組織)の構成員

① 農業者の個人又は団体

番号	氏名	(削る。)	備考	活動支援
				班員

(新設)

(新設)

注4) 「管理状況の適否」③、⑤欄は、現地調査の結果、保全管理されていると判断されるものは、「適」と記載し、保全管理されていない場合は「否」と記載する。「備考」欄に「否」と判定した理由を具体的に記入する。

注5) 別記3-1の第1の1の(2)により確認した遊休農地の発生防止のための保全管理を行う必要のある農用地については、特に注意して現状を確認すること。

注6) 現地確認立会人欄は、対象組織の構成員及び土地改良区等の関係機関の立会を求めた場合に記入すること。

注7) 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を実施している農用地については、備考欄にその旨を記載すること。

(別記5-1 別紙)

3. 協定参加集落(活動組織)の構成員

① 農業者の個人又は団体

番号	氏名	住所	備考

② 農業者以外の個人

番号	氏名	(削る。)	備考	活動支援 班員

③ 集落内の農業者以外の団体（婦人会、老人会他）

番号	氏名	(削る。)	備考	活動支援 班員

多面的機能支払交付金実施要領 様式集

番号	様式名	作成者	申請（提出）先	備考 (H30 までの様式番号)
市町村・都道府県の作成書類				
2-1 ～ 2-17	(略)	(略)	(略)	(略)
2-18	環境負荷低減の取組への支援に係る実施経過確認結果通知書	(略)	(略)	

② 農業者以外の個人

番号	氏名	住所	備考

③ 集落内の農業者以外の団体（婦人会、老人会他）

番号	氏名	住所	備考

多面的機能支払交付金実施要領 様式集

番号	様式名	作成者	申請（提出）先	備考 (H30 までの様式番号)
市町村・都道府県の作成書類				
2-1 ～ 2-17	(略)	(略)	(略)	(略)
2-18	環境負荷低減への支援に係る実施状況確認結果通知書	(略)	(略)	

2-19	(略)	(略)	(略)	
2-20				

(様式第 1 - 11 号)

農林水産省様式

申請時記入日： 年 月

報告時記入日： 年 月

多面的機能支払交付金「みどりチェック」チェックシート

組織名：〇〇活動組織

(1)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----

	(2) 適正な除草や害虫駆除等	該当しない	申請時 (しません)	報告時 (しました)
③	多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合や「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合農薬の使用状況等の記録・保存 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2-19, 20	(略)	(略)	(略)	
----------	-----	-----	-----	--

(様式第 1 - 11 号)

農林水産省様式

申請時記入日： 年 月

報告時記入日： 年 月

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)チェックシート

組織名：〇〇活動組織

(1)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----

	(2) 適正な除草や害虫駆除等	該当しない	申請時 (しません)	報告時 (しました)
③	多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合やみどり加算の交付を受ける場合 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合農薬の使用状況等の記録・保存 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	(3) エネルギーの節減	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)		(3) エネルギーの節減	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
(削る。)	(削る。)					<u>活動組織で作業機械等を所有している場合</u>			
⑤	活動組織又は広域活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑤	<u>作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
					⑥	活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)		(4)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)
	(7) 環境関係法令の遵守等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)		(7) 環境関係法令の遵守等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑩	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑩	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑪	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(削る。)	(削る。)	/			⑬	<u>全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者</u>			

削 る 。		/			作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める	□	□	□
⑫	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい知識に基づく作業安全に努める	/	□	□	⑭ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい知識に基づく作業安全に努める	/	□	□

  

<p>注1・注2（略）</p> <p>注3 ⑪の関係法令の遵守の対象となる法令は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）並びにこれらの法律に基づく命令とします。</p> <p>※1 多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第6の2の（1）のウのdの活動をいう。</p> <p>※2（略）</p> <p>（様式第2-9号別紙1）</p> <p>2. 事業計画（実績）及びその内容</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）ア.～ウ.（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">エ. 組織の広域化・体制強化（R5廃止）</p> <p>（表略）</p> <p>（様式第2-18号）</p>	<p>注1・注2（略）</p> <p>注3（新設）</p> <p>※1 多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第6の2の（1）のウのd及び第4の1の（3）の活動をいう。</p> <p>※2（略）</p> <p>（様式第2-9号別紙1）</p> <p>2. 事業計画（実績）及びその内容</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）ア.～ウ.（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">エ. 組織の広域化・体制強化（R6廃止）</p> <p>（表略）</p> <p>（様式第2-18号）</p>
---	---

(略)

環境負荷低減の取組への支援に係る実施経過確認結果通知書

多面的機能支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農村振興局長通知）の第 2 の 13 の（5）に基づき、実施経過の確認結果を下記のとおり通知する。

記

1. 環境負荷低減の取組への支援に係る実施経過の確認結果  
(表略)

- (略)
- 実施経過報告書（様式第 1-12 号）を見込みで報告していることから、市町村が定めた期日までに実施状況報告書（様式第 1-8 号別紙若しくは様式第 1-9 号）を提出すること。
- 実施経過報告書（様式第 1-12 号）における実施面積から面積が減少していることを確認したことから、市町村が定めた期日までに実施状況報告書（様式第 1-8 号別紙若しくは様式第 1-9 号）を提出すること。

2. 環境負荷低減の取組への支援に係る実施経過の確認内容（添付様式第 2-18）

〈施行注意〉

環境負荷低減の取組への支援に係る実施経過の確認結果は、必要

(略)

環境負荷低減への支援に係る実施状況確認結果通知書

多面的機能支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農村振興局長通知）の第 8 の 5 の（1）のウに基づき、実施状況の確認結果を下記のとおり通知する。

記

1. 環境負荷低減への支援に係る実施状況の確認結果  
(表略)

- (略)
- 実施状況報告書（様式第 1-12 号）を見込みで報告していることから、市町村が定めた期日までに実施状況報告書（様式第 1-8 号別紙若しくは様式第 1-9 号）を提出すること。
- 実施状況報告書（様式第 1-12 号）における実施面積から面積が減少していることを確認したことから、市町村が定めた期日までに実施状況報告書（様式第 1-8 号別紙若しくは様式第 1-9 号）を提出すること。

2. 環境負荷低減への支援に係る実施状況の確認内容（添付様式第 2-18）

〈施行注意〉

環境負荷低減への支援に係る実施状況の確認結果は、必要に応じ

<p>に応じて行を追加すること。</p> <p>(添付様式第 2 - 18)</p> <p>環境負荷低減の取組への支援に係る実施経過の確認内容 (略)</p>	<p>て行を追加すること。</p> <p>(添付様式 2 - 18)</p> <p>環境負荷低減への支援に係る実施状況の確認内容 (略)</p>
---	--

附 則

- 1 この通知は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき令和 7 年度までに交付された多面的機能支払交付金による活動については、なお従前の例による。
- 3 第 1 の 16 の ( 3 ) 及び第 2 の 22 の ( 3 ) の改正規定については、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。